

## 第12期第2回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日時 令和4年8月29日(月)14時～15時
- 2 場所 練馬区役所西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 柴崎委員(会長)、今井委員(副会長)、廣田委員、石塚委員、内田委員、  
太巻委員、渡部委員、田中委員、田村委員、加賀美委員、岩橋委員、襲田委員、  
河原委員、阿子島委員、関委員、月橋委員、かしわざき委員、たかはし委員、  
佐藤委員、鈴木委員、松田委員、きみがき委員、坂尻委員  
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、事務局職員
- 4 傍聴人 1人
- 5 配付資料  
資料1 (仮称)練馬区個人情報保護法施行条例の検討にかかる報告書  
資料2 条例制定までのスケジュール(予定)

### 6 会議の概要

#### (1) 諮問

【諮問第1号】(※ 継続審議案件)

個人情報保護法改正に伴う練馬区個人情報保護条例の改正について(情報公開課)

### 7 発言内容

(以下敬称略)

(会長)

ただいまから、第12期第2回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。

委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。

はじめに、新しい委員のご就任と事務局職員の異動がありましたので、事務局よりご紹介をお願いいたします。

(情報公開課長)

令和4年6月に開催されました第2回練馬区議会定例会で、各種委員会の選出議員の変更があり、7名の方が委員となりました。継続の方も含めてご紹介いたします。

———— 各委員自己紹介 ————

また事務局職員につきましては、7月1日付けの人事異動により、総務部長に中田が着任しましたので、ご紹介いたします。

———— 事務局職員紹介 ————

事務局からは以上でございます。

(会長)

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日の議題は、前回からの継続案件1件となっております。

新型コロナウイルスの感染リスク低減の観点から、できるだけ会議時間を短縮したいと考えておりますので、委員の皆さまにおかれましては、円滑な会の進行にご協力いただければと思います。

では、諮問第1号「個人情報保護法改正に伴う練馬区個人情報保護条例の改正について」です。

事務局から資料1および資料2が提出されていますが、関連する案件ですので一括して資料説明をお願いします。

ご説明の際は、着席していただいても結構です。

それでは、説明をお願いします。

(情報公開課長)

———【諮問第1号】個人情報保護法改正に伴う練馬区個人情報保護条例の改正について 資料1・2に基づき説明 ———

(会長)

それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思います。

事務局からご説明がありましたけれども、本日は新たな意見についての確認を行い、区に対して中間報告を提出してほしいということでした。

検討報告書の内容についての新たな追加意見等がある場合には、ご発言をお願いしたいと思います。

なお、ページが多いので、項目ごとに区切ってご意見を伺おうと思っております。

まず、1頁、2頁の冒頭部分ですが、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(各委員)

一挙手無し

(会長)

それでは、3頁から5頁の開示手数料の項目について、何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(各委員)

一挙手無し

(会長)

それでは、6頁から7頁の行政機関等匿名加工情報の項目について、何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(委員)

記載されているご意見の中にもありますが、他の個人情報と併せると個人が特定できるということが危惧されます。

個人の情報の有用性に配慮しなければならないと法律にはありますが、個人情報の保護に徹することができなくなるのではという危惧を感じています。

法律上では匿名にすれば個人情報ではないということですが、区民の皆さんからすれば色々と心配があるのではと思います。

この点、どのようにお考えでしょうか。

(情報公開課長)

今回の法改正では、改めて個人情報の保護と併せて、「データの利活用」が大きな目的として定められています。

匿名加工情報もデータの利活用の1つと考えているところでございます。

個人情報加工し、個人情報と認識できないように、また、復元ができないようにとされているものですが、私どもも初めてのことでございますし、他での実績も少ないということもあります。

法に従って運用していく必要がありますが、今回は任意とされていることもありまして、当面の間は、先駆的に実施している自治体の様子を見て検討し、改めて個人情報の安全性の確保ができた際に、進めていきたいと考えております。

(委員)

区としては、「当面実施しない」ということですが、当面ですから、いずれは義務となり、年1回位の提案募集をしなければいけないということになってしまうと思います。

区民の皆さんは情報の利活用をされるということを前提で個人情報を提供しているわけではないので、この匿名加工情報の制度については、当面ではなく、区としてやるべきではないということをお願いしておきます。

(情報公開課長)

法では、任意ではございますが、情報の利活用として行政機関等匿名加工情報の制度が定められているところでございます。

法に従い、安全の確認ができた段階で、区としても法に従って、匿名加工情報の制度として、情報の利活用を進めさせていただきたいと考えております。

ご意見としては、承りました。

(委員)

個人情報をしっかりと保護するということは大前提の下、保護法に規定された情報の利活用の制度を民間の企業に活用いただいて、行政サービスの質の向上を高めるという意味では、この匿名加工情報の制度は非常に大事な制度だと考えています。

その上で、1点質問させていただきます。

今までの話の流れだと、区が持っている情報を活用するために、情報を加工して引き渡すことが前提となっておりますが、例えば、区が主体となって実証実験しているシェアサイクル事業において、登録された利用者の位置情報や個人情報の扱い、およびこれらの権利はどこに帰属することになるのでしょうか。わかれば教えてください。

(情報公開課長)

ご指摘のあった事業でございますが、詳細は確認できておりませんが、おそらく委託事業であると推測されます。

区と契約を結んで、事業を展開しているということであれば、この情報自体は区の情報ということになります。

委託事業者もちろん、一義的な責任を負いますが、最終的な責任は区にあるということとなります。

(委員)

IT関係の事業者とやり取りをすると、役所が契約して委託しているが、そこで取得した情報は帰属先が区になるものもあれば、事業者になるものも意外とあると聞きます。

契約の条項に権利の帰属を明記しないと、実は位置情報の権利は事業者がもっていて、その情報は事業者が既に活用しているというケースもなくはないと思います。

ここで議論したいと思うのは、そういった匿名加工情報にあたりそうなものも既にあるのではとっていて、それについて精査をしたうえで、契約の段階でもチェックする機能が必要だということです。

シェアサイクルをつかった位置情報というのは、今後練馬区の観光事業等においては、非常に有効なデータであると個人的に思っており、もし、この情報について民間企業が権利を有し、練馬区がうまく使えないということになるとうまくないので、しっかりと練馬区に帰属させて、匿名加工情報として観光事業の発展に活用するという方向も考える必要があると思っています。

どこの所管がチェックするのかわかりませんが、契約の段階等でこの点について指導をする必要もあると思います。

その辺はいかがでしょうか。

(情報公開課長)

匿名加工情報とは、個人情報排除した情報であり、契約を結んだ個人情報の取扱は契約した事業の内容により異なると思います。

事業ごとに適用について考える必要があると思っています。

先ほど申し上げた提案募集というのは、あくまでも「匿名加工情報の」提案募集のことを指しております。

契約をして提供していく情報とそれぞれ分けて考えていかなければならないと思っています。

匿名加工情報として提供する場合には、情報の安全性や提供する事業者の安全性・セキュリティが確保されているかどうか等は当然審査をさせていただいてから提供していくものと考えております。

(委員長)

非常に難しい問題ですけれども、練馬区としては、今後他自治体の様子を見ながら検討していくということですかね。

他に何か質問はありますか。

(各委員)

—挙手なし—

(委員長)

では次に「条例要配慮個人情報」についてです。

何か追加のご意見等はございますか。

(委員) 区が示す方向性のところでは、「条例で新たに規定する必要はない」とのことでしたが、以前に出た資料を見ますと、要配慮個人情報を提供するときには必ず審議会の意見を聞くということが盛り込まれています。

また、今後の社会情勢の変化や区の施策を踏まえて今後検討を継続していくということでした。

必要ないと言いつつ、一方で検討を継続していくという姿勢について、どのようなお考えなのかお聞かせください。

(情報公開課長) 条例要配慮個人情報でございますが、条例で定めるには、「地域の特性その他の事情に応じて必要な場合」という要件がございます。

では、練馬区独自で地域の特性として配慮すべき情報があるかどうかですが、現在のところは無いと考えております。

ただ、改めて区の施策等で、何らかの配慮が必要な情報を扱うようであれば、条例要配慮個人情報として定めることも検討しなければならないと考えているところです。

(委員) やはり、審議会の意見を聞くということが無くなり、今後、審議会の役割が薄れていってしまうことを心配しております。

地域特性で配慮が必要な情報に関しては、今後、問題になってくることもあると思いますので、今後の情勢をみて後から規定を加えるのではなく、区として今の段階でしっかりと規定していくべきだと思います。意見として申し上げます。

(情報公開課長) 今回の法改正について、個人情報の取り扱いについては、全国統一のルールに基づいて運用していくということが目的の一つでございます。

改めて、法で収集の制限や利用等について、区独自で規定を設けてはならないというルールとなっておりますので、区独自で審議会に諮問して規定するということはできません。

ご意見としてはわかりますが、改めて区でそういった独自の規定を設けることはできないので、ご理解いただきたいと思います。

(委員) 条例要配慮個人情報を追加で定めないということですが、小委員会での意見で、「取得や提供等のルールを設けることができない中で、条例要配慮個人情報を規定できるとしているガイドラインの意図もわからないので、国への確認が必要ではないか」という意見がありますが、この確認はされたのでしょうか。

(情報公開課長) 条例要配慮個人情報を規定した場合の制限については、個人情報ファイル簿にその旨を記載しなければならないということがあります。

また、もともと法でも、個人情報を収集する際は、定められた範囲でしか収集できないといった制限規定がございます。

さらに、条例要配慮個人情報情報を漏えいしてしまった場合には、個人情報保護委員会への報告が義務付けられている規定等があります。

国の機関である個人情報保護委員会が全国の自治体からの質問に回答している「Q&A」上でも、ご質問いただいた内容について、「実質、義務規定はないけれども、条例要配慮個人情報を取り扱う場合には、運用で特別な配慮をすることが想定される」ということでした。

(委員) 区としてもいろいろとDV相談等を受ける際、センシティブな情報を入手するという事もあると思います。

条例では要注意情報と呼んで、原則は収集を禁止しているようですが、改正法でははっきり規定されていないので、その点は「後退」のような気がしており、不安に感じています。

区としても当然運用で注意してほしいと思いますが、できればこういった情報は収集を禁止する方向で考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(情報公開課長) そもそも改正個人情報保護法では、個人情報の適正な取得、不適正な利用の禁止や安全管理措置等の個人情報の適切な取り扱いに関する規定がございます。

「法」において義務付けられていますので、法に従って適切に運用していくことで適正な運用が確保できると考えております。

(会長) 他にご意見はございますでしょうか。

(各委員) 一挙手なし

(会長) それでは、続いて「不開示情報」についてです。

何か追加のご意見等はございますか。

(各委員) 一挙手なし

(会長) それでは、次に「個人情報取扱事務登録」についてです。

何か追加のご意見等はございますか。

(各委員) 一挙手なし

(会長) それでは、次に「開示請求等の手続き」についてです。

何か追加のご意見等はございますか。

(各委員) 一挙手なし

(会長) それでは、次に「審議会の設置」についてです。

何か追加のご意見等はございますか。

(委員) これまでの改正の内容を見てきますと、審議会の位置づけや重みが全体として無くなってきているような印象を受けます。

オンライン結合等についても、条例には審議会の意見を聞くことが盛り込まれていましたが、改正法には規定が無く、また新しい条例にそういった規定の内容を盛り込むことは許容されていないということでした。

審議会というのはチェック機関であって、その役割はしっかりと位置付けておかなければいけないと思います。

今後は審議会が担ってきた役割を個人情報保護委員会が担っていくということですが、こういった委員会等で十分に議論が尽くされるということが大事だと思っております。

そういった意味で「諮る」ということの大切さを改めて区として考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(情報公開課長)

電算結合も含め、個人情報の取得、利用等のルールにおいて、審議会への諮問を条例に定めることはできないと定められております。これは、そもそも全国的な統一ルールを定めて運用していくという今回の法改正の目的でもあります。

一方で、個人情報の適正な取り扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会、その他の合議制の組織に諮問することができることと定められています。この考え方に基いて、区の今後の審議会のあり方を検討し、役割や構成について見直しをしていこうと考えております。

(委員)

国の法律で定められたのだから仕方ないということは、もちろんあると思いますが、伺っていると「国が決めたから」という理由に留まってしまっている印象を受けます。

練馬区が今まで基本的人権の尊重ということを掲げ、作ってきた個人情報保護条例を重視し、例えば適正な取得等について適正かどうかを判断するのは誰か、どこでしっかりチェックするのかということをしつかりと考えていただきたいです。

また、先ほどの要配慮個人情報の項目に関連することですが、9月に重要土地規制法という法律が施行されました。

練馬区には自衛隊の駐屯地があることから、この法律の対象となる世帯が出てくることとなります。国がこの家庭の個人情報について、区へ提供を求めた場合、区は提供しなければならないということになります。

第三者への個人情報の提供に関して、現条例では第三者への個人情報の提供を行った際に審議会への報告等の義務付けはありませんでしたが、今後、重要土地規制法のような法律で個人情報を提供しなければならないというような実際の問題が出てきた時に、区としてどのように第三者へ提供するのかを考える必要が出てくると思います。とても重要な問題になると考えていますが、区はどのようにお考えかお聞かせください。

(情報公開課長)

個人情報の提供にあたっては、根拠となる法や制度の趣旨に従い、改正法や施行条例の規定に従って対応していく認識でございます。

関係する所管課と情報を共有し、個人情報保護の適正な運用を進めていきたいと思ひます。

(委員)

「適正な」とおっしゃいますが、国が自治体よりも緩い規定になってしまっている中では、国に合わせての運用ということだけでは、区としてしっかりと区民の基本的な人権を守ることは難しいと思ひます。

区民の基本的な人権を守るという立場での個人情報保護ということ、しっかりと「法だから」ではなく、考えていていただきたいと思ひます。

他の自治体でも、そういったこと趣旨から、別の形で作っているところもありますので、ぜひしっかりと考えていただきたいということを要望いたします。

(情報公開課長)

区は今までも個人情報保護条例に基づいて、審議会の意見をいただきながら、しっかりと個人情報の運用をしてきたところでございます。

条例は廃止しなければなりません、法改正があったからといって、今まで培ってきた個人情報の保護の在り方や検討してきた経過、蓄積してきたノウハウを用いてしっかりと運用していく所存です。

引き続き利活用を進めながら個人情報の保護制度をしっかりと運用していきたいと思ひます。

(委員)

個人情報の取得、利用、オンライン結合等について、審議会への諮問を要件とする条件を定めてはならないとあるので、そうすると、今審議会で意見を聴くこととされている外部提供等の事項は、ほとんど審議会にかからないことになると思ひます。

そうすると、今後審議会で審議する内容はこういったものになるのでしょうか。

(情報公開課長)

基本的には条例の改廃に関すること等について諮問して、審議いただく予定です。

(委員)

そうすると、国の個人情報保護委員会があるということでしたが、そちらの方で外部委託、外部提供、目的外利用等の項目について個別に判断をするということになるのでしょうか。

(情報公開課長)

説明が不足しておりました。

外部提供や目的外利用等については、改正法では、区で必要に基づいて合理的な理由があると認めた場合にできるとされています。

そのため、今後は区で一律にしっかりと判断させていただいた上で、外部提供や目的外利用等をさせていただくこととなります。

ただし、疑義があるような場合には、個人情報保護委員会に確認をさせていただいて、保護委員会の判断を仰ぐということになります。

(委員)

法律では、行政が判断して、それでもわからないときには個人情報保護委員会に判断を仰ぐということですが、行政が判断することであれば、法律の仕組みがそうなっているということなんですけれども、やはり今まで通り審議会に意見を聴く仕組みがあってもいいのではと思います。

個人情報保護条例というのは自治体が先行して積み上げてきたものですし、練馬区も過去に改正を繰り返されてきた経緯がありますし、その中で審議会も一定の役割を果たしてきたと思います。

審議会の役割が縮小させられてしまうというのは、やっぱりそれでいいのかという気がしますので、ご意見として申し上げたいと思います。

(情報公開課長)

今まで審議会には諮問等させていただいておりました。

法で定められた必要なことについては、引き続き審議会に諮問させていただき、皆さんの力をお借りしていきたいと思います。

また、外部提供や目的外利用等をした場合、事前の諮問はできませんが、報告等はさせていただきたいと思います。

(会長)

これは私の個人的な意見ですが、コンピューターの世界とかサイバーセキュリティの世界は、日進月歩で技術が向上していますので、情報の管理とかセキュリティに関しては新たな問題が出てくると思います。

国のガイドラインを見ますと、審議会の意見を聴くことが必要な場合として想定されているのは、「サイバーセキュリティに関する専門的知見を有する者の意見を踏まえた審議が必要である場合」とあるので、おそらく国は審議会の意見を聴く場面としては、こういったことを想定されているのだと思います。

ただ、そうはいつでも、この特別な場合はどういう場合かとなると、やはりある程度、グレーゾーンが出てくると思います。

私は当然、審議会の構成員として一生懸命やってきた立場上は、できるだけその辺りを審議会の意見をできるだけ聴いていただけるような運用をしていただけたらありがたいなと思っています。

また、それがより良い区政の運営に繋がるのではないかと、私は個人的には考えています。おそらく委員のご懸念もその辺りにあるのではと思います。

そこはぜひ、事務局として、力の及ぶ範囲で一生懸命やっていただきたいなと個人的に思います。

他に何かご意見ございませんでしょうか。

(各委員) 一挙手なし—  
(会長) よろしいでしょうか。  
それでは、追加意見については、報告書に追記していただいて、審議会の中間報告として、区へ提出させていただくようにいたします。

中間報告の方法については、ご一任いただければと思います。  
また、11月中旬に予定しております次回の審議会において、条例改正についてのより具体的な内容について事務局から報告があると思いますので、この件につきましては本日のところは「継続」とさせていただきます。

本日の案件については、以上で終了いたしました。  
その他、委員の皆様から、何かご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(各委員) 一挙手なし—  
(会長) それでは、最後に事務局からの事務連絡です。  
事務局からどうぞ。

(情報公開課長) 繰り返しになりますが、次回の審議会の開催予定についてご連絡です。  
次回の審議会は11月中旬の開催を予定しております。  
日時が確定しましたら、追ってご連絡させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。  
事務局からは以上でございます。

(会長) 以上で、本日の審議会を終了いたします。  
本日はどうもお忙しい中ありがとうございました。  
お疲れ様でした。